

問合せ先

役場住民課生活環境係 ☎574・2213

十勝管内の法律事務所がない17町村に弁護士が赴いて皆さんの相談を無料でお受けいたします。十勝管内在住の方はどなたでも、どの実施場所でも相談を受けることができます。

予約受付（予約優先）：釧路弁護士会帯広会館
TEL 0155-66-4877

※当日相談を担当する弁護士が利害関係を有するため、相談をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。（利害関係の有無を確認するためにも、事前のご予約が便利です。）

令和5年度スケジュール 《毎週火曜日 午後1時～午後4時》					
実施予定日	実施自治体	実施場所	実施予定日	実施自治体	実施場所
5月	春のすずらん一斉相談		7日	大樹町	高齢者保健福祉推進センター
			14日	幕別町	札内コミュニティプラザ 1階和室 会議室
			21日	鹿追町	鹿追町民ホール セミナーB室
			28日	陸別町	陸別町役場 第1会議室
6月			5日	広尾町	広尾町コミュニティセンター 第2会議室・和室
			12日	上士幌町	上士幌町山村開発センター 第3研修室
			19日	芽室町	芽室町役場
7月			2日	休 み	
			9日	休 み	
			16日	更別村	更別村社会福祉センター
8月			23日	池田町	池田町社会福祉センター
			30日	豊頃町	豊頃町役場 1階会議室
			6日	幕別町	虫類コミュニティセンター 1階児童室・老人室
9月			13日	士幌町	士幌町コミュニティセンター 2階多目的作業室
			20日	中札内村	中札内村役場 相談室
			27日	足寄町	足寄町消費生活相談所 相談室
10月			5日	新得町	新得町公民館 料理実習室
			12日	浦幌町	浦幌町役場 1階相談室
			19日	音更町	木野コミュニティセンター 1階研修室1
26日	休 み				
10月	休 止				

地域安全ニュース

アポ電・サギには「十分な警戒を」

「警察からもらったチラシは、電話機の近くに貼っておきましょう」

- 強盗・詐欺に使われるアポ電が急増している。
- 「はい、〇〇です」と先に名乗ることは絶対やめましょう。
- 自ら、個人情報情報を漏らさないようにしましょう。
- 対策として
- 迷惑電話防止機能のある電話に可能な限り換えましょう。
- 着信時に、録音する旨のアナウンスが流れ警告をします。
- 登録されていない番号は拒否してください。
- 怪しい番号からの連絡を事前にはじいてくれます。
- 詐欺に遭う危険性を下げてくれます。

そのサイト 本当に開いて大丈夫！

- こんな言葉に要注意しましょう。
- サギはお金の話で誘ってきます。甘い言葉に注意しましょう！
- お金の話が出たら、一旦電話を切りま

問合せ先
池田警察署
☎572・0110

しよう。

- 保険金の還付金があります。ATMに行つて操作をしてください。注意！
- 有名企業・公的機関名を語り、二見本物そっくりのメールが届く！
- ……（無視しましょう）
- 不審な電話やハガキ等が送られてきたらすぐ家族や警察に相談を

運転はスマホ見ないで 歩きスマホは厳禁 周り見て

- 携帯電話を使用しながらの歩行は警戒感が薄れ不審者やひったくりに狙われやすくなります。
- 交通事故を自ら起こす誘発の原因になります。
- 次のことに注意をし、自己防衛策をしましょう。
- 歩きながらのスマホ使用は、危険です。
- 転倒の危険性が上がります。
- ベンチに腰掛けたり、安全な場所で使用するようにしましょう。
- 自転車を取りながらのスマホ使用は、禁止されています。

駐在だよりはるにれ

～みんなで作ろう 安心なまち～

5月11日から20日まで 春の全国交通安全運動の実施

- 交通事故死者数全体のうち、歩行中に事故に遭う割合が最も多いので、次のことに注意しましょう。
- 歩行者の皆さん、横断歩道を渡り、信号機のあるところでは信号に従うなど交通ルールを守りましょう。
- 子どもの事故の特徴は、道路への飛び出しが多いので、保護者などがその危険性を伝えましょう。
- 高齢歩行者自身が加齢に伴う身体機能等の変化を理解し、その特性をドライバーがしっかりと認識して思いやりのもった運転に心掛けましょう。

横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

- 横断歩道は歩行者が優先となります。
- 飲酒運転は悪質・危険な犯罪です。飲酒したら運転しない、飲酒運転車両に同乗しないなど当たり前のことはしっかりと守りましょう。
- 車間距離を詰めることや幅寄せすること、妨害運転等の悪質・危険な違反に繋がりを、重大事故に直結しますので絶対にやめましょう。

横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

- 令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務となりました。昨年、自転車乗車中に亡くなった方の約6割が、頭部を負傷して亡くなっています。自転車に乗る際はヘルメットを着用しましょう。

問合せ先
池田警察署 ☎572・0110
茂岩駐在所 ☎574・2013
豊頃駐在所 ☎574・2151
大津駐在所 ☎575・2002

自転車の安全利用の促進

- 自転車安全利用五則
- 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用
- 知っていますか？自転車運転者講習制度
- 15歳以上の自転車運転者が、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為（信号無視、通行禁止違反等）を反復して行った場合、自転車運転者講習を受けなければなりません。